

工事監督におけるワンデーレスポンス試行対象工事特記仕様書

第1条(適用)

本特記仕様書は、本工事を、ワンデーレスポンス実施対象とし、そのために必要な事項について定めるものである。

「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問・協議への回答は、原則として「その日のうち」に回答するよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答予定を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

第2条(実施方法)

(1) 受注者の質問・協議に対する発注者の回答

- ① 監督員は、原則として「その日のうち」に受注者に回答するものとする。
- ② 即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ「回答予定」の予告を「その日のうちに」受注者に行うものとする。
- ③ 予告した「回答予定」に回答できない場合は、明らかになった時点で速やかに新たな「回答予定」を受注者に連絡するものとする。

(2) 質問・協議及び回答の方法

受注者からの質問・協議及びそれらに対する回答については、原則として文書によるものとするが、緊急の場合は、電話、電子メール、ファックスよることできるものとする。(ただし、事後、文書により質問、回答を処理するものとする。)

第3条(工程表)

- (1) 受注者は契約書第3条の工程表の提出にあたっては、支障物移設など、工程に影響する重要な事項について監督員と十分協議すること。
- (2) 受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は、速やかに文書にて監督員へ報告すること。

第4条(留意事項)

- (1) ワンデーレスポンスは基本的に、工事施工の中で発生する諸問題に対し迅速に対応し効率的な監督業務を行うための取組であり、工事の監督及び検査の実施に関する取扱いや要領等を変更するものではない。
- (2) 受注者は、ワンデーレスポンス実施対象工事の効果・課題等を把握するためのアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、調査に協力しなければならない。